

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社三和電工社
法人番号 : 5210001012943
業者の住所 : 福井県鯖江市二丁掛町第14号20番地

2 指名停止の期間
令和8年3月31日～令和8年6月30日（3か月）

3 指名停止の措置対象地区
全地区

4 事実概要

株式会社三和電工社の代表取締役は、福井県丹南土木事務所が発注した道路照明灯修繕業務の見積り合わせに関し、非公開の見積徴収業者の数および業者名を入手したとして、令和7年9月30日に官製談合防止法違反および公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第10号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～9 省略 (公契約関係競売等妨害又は談合)	省略
10 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 全地区を対象として 3か月以上12か月以内
11～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)